総務委員会陳情説明資料

令和2年4月16日

件	名		頁
1	受理番号3	請願権条例制定に必要な検討を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(総務部)

件 名	受理番号3 請願権条例制定に必要な検討を求める陳情
所管部課名	総務部 法務課
陳情の要旨	請願権条例制定に必要な検討を求める
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及びび	第1 請願に関する法令等の規定は、次のとおりである。 1 憲法 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。 2 請願法 第2条 請願は、請願者の氏名(法人の場合はその名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載し、文書でこれをしなければならない。 第3条 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。 第5条 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。 3 地方自治法 第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。 第125条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。 第2 平成31年1月24日大阪地方裁判所判決(判例地方自治454号16頁)は、次のように判示している。 「ア 請願とは、、国又は地方公共団体の機関に対し、その職務に関する事項について要望を述べる行為をいう。そして、憲法16条の請願権は、このような要望を述べる行為をいう。そして、憲法16条の請願権は、このような要望を述べる権利にすぎず、請願を受けた機関等に対しその応答を求める権利を含むものではない。」 「請願法5条が「請願は、官公署において、誠実に処理しなければならない。」と規定しているのは、上記アの請願権という権利の性質や同条の規定の文言を踏まえると、請願を受けた官公署において、請願について該実に処理すべき旨の一般的な責務ないし理念を宣言するものにすぎ

ないというべきである。」

- 第3 足立区議会会議規則88条から93条までには、請願に関する規定が置かれている。このうち、88条では請願書の記載事項等について、89条では議長が請願文書表を作成すべきこと及びその内容について、90条では請願の委員会への付託について、91条では請願に係る紹介議員の委員会への出席について、93条では陳情書について規定されている。そして、92条の規定は次のとおりである。
 - 第92条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。
 - (1) 採択すべきもの
 - (2) 不採択とすべきもの
 - 2 採択すべきものと決定した請願で、区長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

問題点等